

固定資産課税台帳(縦覧時用)の廃止及び、 取扱いに関する変更のお知らせ

令和7年10月14日の税システムの標準化(※)により、縦覧期間である、毎年4月1日～5月31日(※31日が土・日曜日の場合は翌月曜日まで)の縦覧期間中に、無料交付しておりました「固定資産課税台帳(縦覧時用)」は廃止となりました。つきましては、令和8年4月1日以降は、「固定資産課税台帳(縦覧時用)」に代わり、「名寄帳兼(補充)課税台帳」を無料交付します(非課税物件含むすべての物件を表示)。

なお、「固定資産課税台帳(縦覧時用)」と「名寄帳兼(補充)課税台帳」の発行内容に大きな変更はありません。

【主な変更点について】

- ・共有名義の不動産の場合、代表者名を変更して印刷することができませんので、構成員の方が申請されても、代表者の氏名および住所が表示されます。
- ・非課税の土地、家屋についても表示されます。
- ・物件指定をご希望の場合は土地(補充)課税台帳(閲覧用)・家屋(補充)課税台帳(閲覧用)となり、1筆に1枚発行されます。

※税システムの標準化とは

地方公共団体の住民サービスを担う基幹業務システムを、
国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行(構築)すること

【問い合わせ先】

姫路市役所主税課 総合窓口担当
050-1784-4560